

児童育成手当の申請をお忘れなく！

児童育成手当は令和8年5月1日(金)申請分から令和7年中の所得を対象に審査します。所得制限限度額(下表参照)以上の所得があり、支給対象外となっていた方のうち、令和7年中の所得が所得制限限度額未満の方は申請してください。



詳しくはこちら

児童育成手当は、原則、申請受付日の翌月分から支給します。令和8年6月分から受給するためには5月29日(金)までに申請する必要があります。なお、既に児童育成手当を受給されている方は改めて申請する必要はありません。申請書類など詳しくは市のホームページを確認するか下記窓口までお問い合わせください。

☎子ども支援課給付係 ☎042-497-2088

◆育成手当

対 次のいずれかに該当する18歳に到達した最初の年度末までの児童を養育している方

◆障害手当

対 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方

育成手当要件

- ・父母が婚姻(事実婚も含む)を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障害を有する児童
- ・父または母が生死不明である児童
- ・父または母に継続して1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により継続して1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童

障害手当要件

- ・知的障害で「愛の手帳」1度～3度程度
- ・身体障害で「身体障害者手帳」1級～2級程度
- ・脳性まひ
- ・進行性筋萎縮症

※手帳不交付の場合でも、上記と同等程度の障害と認められる場合は支給対象となる可能性があります。医師の診断書などで判定しますので、事前に上記までお問い合わせください。

※障害手当における20歳未満の者の障害要件を満たしている場合、児童扶養手当における20歳未満の者の障害要件は満たさない場合もあります。

【手当額】

児童1人につき月額15,500円

【手当額】

児童1人につき月額13,500円

◆所得制限限度額について

所得制限限度額は右表のとおりです。なお、70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族がいる場合には100,000円、特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がいる場合には250,000円がそれぞれ所得制限限度額に加算されます。

扶養親族等の人数(税法上)	所得制限限度額(円)
0人	3,661,000円
1人	4,041,000円
2人	4,421,000円
3人	4,801,000円
以降、扶養親族等1人につき380,000円を所得制限限度額に加算。	

赤ちゃんの救急講座

乳幼児に特化した救急講座。赤ちゃんにとって危険な物・場所を把握することで、事故を未然に防ぐ工夫や生存率を上げる救急法を学びます。

☎5月18日(月)午前10時～正午
場 コミュニティプラザひまわり

費 500円(きよせ・チルドレンファーストチケット利用可)

講 NPO法人シーボウル海の教室(L.S.F.A-children's認定講師) 中村智子氏

申 下記QRコードまたはメールで ☎NPO法人ウイズアイ

☎042-497-9567

✉ himawari@with-ai.net

※お子さんの保育あり(500円)。



詳しくはこちら

清瀬市立学童クラブの指定管理者を募集します

地方自治法の規定に基づき、清瀬市立学童クラブの施設管理及び業務を効果的かつ効率的に行うことができる指定管理者を募集します。

【対象施設】 清瀬小第1学童クラブ・清瀬小第2・第3学童クラブ、八小第1・第2・第3学童クラブ・十小第1・第2・第3・第4学童クラブ

【指定期間】 令和9年4月1日～令和14年3月31日(5年)

【募集要項の配布期間】 5月11日(月)～22日(金)

【提出期限】 6月12日(金)まで (5月1日～公開)

※募集要項の配布及び応募書類の提出は、平日午前9時～午後4時です。

【募集要項配布・申請先及び問合せ先】 生涯学習スポーツ課学童係 ☎042-497-2089



詳しくはこちら

令和8年4月分から「児童扶養手当」の手当額が変わります

児童扶養手当額は、下表のとおり引き上げとなります。

☎子ども支援課給付係 ☎042-497-2088

◆手当額(月額)

	令和8年3月分まで	令和8年4月分から	
全部支給	46,690円	48,050円	
一部支給	46,680円	48,040円	
	11,010円	11,340円	
第2子以降加算	全部支給	11,030円	11,350円
	一部支給	11,020円 5,520円	11,340円 5,680円

こどもまんなか 児童福祉週間

こども家庭庁では、5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定め、こどもたちの健やかな育成について国民全体で考えることを呼びかけています。

また、こどもの健やかな成長、こどもや家庭を取りまく環境について、国民全体で考えることを目的に、各種事業及び行事を展開しています。

【趣旨】 こどもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝であるこどもたちに対する国民全体

の願いであり、すべてのこどもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていきけるような環境・社会をつくっていくことが重要です。

☎子ども家庭支援センター庶務係 ☎042-497-2081



子育て支援アドバイザー養成研修 ~子育てを通じて"つながりの輪"を広げよう~

市には「つどいの広場」など、たくさんの子育て親子が交流でき、子育てを相談できる拠点・居場所がたくさんあります。傾聴や子育てに関する知識等を学び、さまざまな拠点・居場所で活動し、清瀬の子育てを支えていきませんか。

対 市内または隣接自治体に在住・在勤の方で、子育て支援に関心がある方。先着20人 ☎5月18日(月)・25日(月)いずれも午

前9時30分～午後3時
場 コミュニティプラザひまわり

費 無料

【研修運営】 NPO法人ウイズアイ

申 右記QRコードまたはメールで

☎NPO法人ウイズアイ

☎042-452-9765

✉ info@with-ai.net



申込みフォーム



募集

令和8年度放課後子ども教室「まなべー」学習アドバイザー

市では、学校・地域の協力と理解のもと、小学校の施設(教室・校庭等)を活用し、子どもたちに、児童の安心安全な居場所を提供しています。

対 おおむね65歳以下で、市内いずれかの公立小学校で活動可能な方(教員・保育士などの資格を有する方優先)。若干名。

【活動内容】 放課後、小学校での宿題の見守りや遊びの支援

【活動頻度】 週2日程度(夏休みなどの長期休暇中を除く)

【活動時間】 5～7月＝平日の午後1時30分～5時30分、上記以外の月＝平日の午後1時30分～

5時
【謝礼】 原則5月～7月＝1回4,920円、それ以外の月＝1回4,305円

申 問 「清瀬市放課後子ども教室学習アドバイザー登録書」(窓口で配布または市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入し、有資格者(教員・保育士など)は資格証明書の写しを添えて、直接生涯学習スポーツ課学童係

☎042-497-2089

※必要人数に達し次第募集終了。



詳しくはこちら



今月の納期

◆固定資産税・都市計画税(第1期) ◆軽自動車税(全期) 6月1日(月)までに納めてください。